



目 次

規 則	ページ
◎高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程の廃止	(森づくり推進課) 1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還	(漁港漁場課) 1
○基本測量の終了の通知	(用地対策課) 1
○国土調査の成果の認証	(〃) 1
○道路の区域変更	(道路課) 2
○道路の供用開始(2件)	(〃) 2
○都市計画の変更	(都市計画課) 2
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正	
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 2
公 告	
○争議行為の予告	(雇用労働政策課) 2
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参与課) 3
○換地計画の適否決定(須崎市角谷土地改良区)	(農業基盤課) 3
○市町村営土地改良事業の変更の同意	(〃) 3
○市町村営土地改良事業の廃止の同意	(〃) 3
○森林病害虫等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除)	(林業改革課) 3
○森林病害虫等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除)	(〃) 4
高知県教育委員会告示	
◎高知県立図書館資料複写規程の一部改	

正

(教育委員会
事務局生涯
学習課)
<3・12掲示>

4

規 則

高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知短期大学学則の一部を改正する規則

高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号の表中「刑法Ⅰ」を「刑法総論」に、「刑法Ⅱ」を「刑法各論」に、「民法Ⅰ」を「民法(総則・物権)」に、「民法Ⅱ」を「民法(債権)」に、「民法Ⅲ」を「民法(家族)」に、「商法Ⅰ」を「商法(総則・商行為)」に、「商法Ⅱ」を「商法(会社)」に、

「
キャリアデザイン 2
」

を

「
キャリアデザイン 2
消費生活論 2
」

に改める。

第39条の表総合科目の項中

「
情報処理応用演習 2
」

を

「
情報処理応用演習 2
消費生活論 2
」

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第161号

社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程(昭和38年2月高

知県告示第72号)は、平成22年3月31日限り廃止する。
平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第162号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成22年5月3日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成22年3月26日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
F R P船4隻(船名及び船舶番号不明)
F R P船1隻(船名不明、282-8364)
F R P船1隻(船名不明、282-4043)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
土佐市宇佐町 宇佐漁港宇佐No.2物揚場、環境施設用地及び灰方護岸
平成22年1月21日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成22年1月21日午後1時
土佐市宇佐町宇佐字汐浜2839番81地先
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

6 問い合わせ先

吾川郡いの町1381 高知県中央西土木事務所維持管理課維持管理第1班(電話番号088-893-2114)

高知県告示第163号

国土交通省国土地理院長から平成21年5月高知県告示第384号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量を平成22年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第164号

安芸市本町一丁目及び本町二丁目地区、土佐市宇佐町竜の一部地区、土佐清水市松尾の一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区、吾川郡いの町小川縱ノ木山、清水上分、勝賀瀬及び中追の各一部地区並びに幡多郡大月町姫ノ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 安芸市
- (2) 土佐市
- (3) 土佐清水市
- (4) 馬路村
- (5) いの町
- (6) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸市本町一丁目及び本町二丁目
平成19年度及び平成20年度
- (2) 土佐市宇佐町竜の一部
平成19年度及び平成20年度
- (3) 土佐清水市松尾の一部
平成15年度から平成17年度まで
- (4) 安芸郡馬路村馬路の一部
平成19年度及び平成20年度
- (5) 吾川郡いの町小川縱ノ木山、清水上分、勝賀瀬及び中追の各一部
平成19年度及び平成20年度
- (6) 幡多郡大月町姫ノ井の一部
平成19年度及び平成20年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (3) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (4) 馬路村地籍図及び地籍簿
- (5) いの町地籍図及び地籍簿
- (6) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成22年3月26日

高知県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市北本町三丁目149番2から高知市菜園場町7番1まで	前	27.0 (72.0	727
	後	25.7 (53.9	729

高知県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山柄ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
安芸市安芸ノ川字芝往還ノ下甲619番1から安芸市安芸ノ川字芝往還ノ下甲611番1まで	67	平成22年3月26日
安芸市柄ノ木字北ノ岡1090番1から安芸市柄ノ木字北ノ岡1377番1地先まで	80	平成22年3月26日

高知県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年3月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
高知市北本町三丁目149番2から高知市はりまや町二丁目262番1まで	462	平成22年3月29日

高知県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（1・3・1号浦戸東部道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
南国市稻生字上ヒラソ及び字下ヒラソの各一部
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

高知県告示第169号

昭和58年10月高知県告示第660号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 3 中「字東浜松林」を「字東浜松」に、「及び字小松崎」を「、字小松崎及び字松中」に改める。
- 4 中「81.27ヘクタール」を「82.59ヘクタール」に改める。

高知県告示第170号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

南国市田村字国延乙1823番1地先から1839番地先に至る延長60メートルの道

公 告

平成22年3月11日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成22年3月11日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 賃金要求について
- (2) 増員要求について
- (3) 諸手当要求について
- (4) その他の要求について

2 日時

平成22年3月22日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。

~~~~~

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年3月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年3月12日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあ<br>った年月<br>日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人         |            |                          |                                               |
|-------------------|--------------------------|------------|--------------------------|-----------------------------------------------|
|                   | 名称                       | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地   | 定款に記載された目的                                    |
| 平成22年<br>3月12日    | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>フリー | 山本 純       | 高知市<br>朝倉己<br>591番<br>地1 | この法人は、主とし<br>て障害者を対象に福<br>祉的日常生活を支<br>援するとともに |

スペー  
ス・び  
ーねっ  
と

「情報障害の改  
善」、「障害者の通  
所施設・在宅就労環  
境の整備と活用」に  
関する事業等を行  
い、もって公益の増  
進に寄与することを  
目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、須崎市角谷土地改良区の行う角谷地区(角谷換地区)の換地計画は、適當と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

平成22年3月26日から同年4月23日まで

3 縦覧場所

須崎市役所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業(夜須地区中山間地域総合整備事業(区画整理))の計画の変更について平成22年3月12日に同意した。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、香南市の行う土地改良事業(夜須地区中山間地域総合整備事業(農業用用水施設))の廃止について平成22年3月12日に同意した。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

高知市、室戸市、宿毛市及び土佐清水市並びに安芸郡安田町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成22年4月1日から平成23年2月28日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行るべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行なうべき者が自らその措置の全部又は一部を行なったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

宿毛市及び土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成22年4月1日から同年7月31日まで

#### 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

#### 3 行るべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行なった者又はその代理人は、当該措置を行なった後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行なった後速やかに3に掲げる

樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行なったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事が(4)の措置を行なった場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行なうべき者が自らその措置の全部又は一部を行なったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 教育委員会告示

#### 高知県教育委員会告示第5号

高知県立図書館資料複写規程（平成14年10月高知県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月12日（掲示済）

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

第1条中「及び新聞その他の資料が記録されたマイクロフィルム」を「、記録その他の資料」に改める。

第2条中「複写機」を「機器」に改める。

第3条第2項中「次の表に定めるとおり」を「用紙1枚（片面）につき単色刷りにあっては10円、多色刷りにあっては30円」に改め、同項の表を削る。

#### 附 則

この告示は、平成22年3月13日から施行する。